

令和4年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年6月1日

午前9時30分開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(12名)

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	大森恒太朗	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤惠三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
総務課長	仲村佳真	安全安心課長	曾谷博一
政策財政課長	真弓啓	住民生活部長	栗本公生
住民生活部次長	北典子	福祉課長	中原潤
子育て支援課長	中尾歩美	国保医療課長	猪川恭弘
都市建設部長	上田俊雄	建設農林課長	手塚仁
都市創生課長	福居哲也	上下水道課長	岡村智生
会計管理者	安藤晴康	教育次長	本庄徳光
教委総務課長	松岡洋右		

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第26号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 7. 議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について
- 日 程 9. 議案第29号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日 程 10. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日 程 11. 報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）
- 日 程 12. 報告第9号 令和3年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日 程 13. 報告第10号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日 程 14. 報告第11号 令和3年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日 程 15. 報告第12号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日 程 16. 報告第13号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計

算書の報告について

日 程 1 7 . 報 告 第 1 4 号

令和 3 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和4年第3回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和4年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申しあげます。平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申しあげます。

本定例会は、斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてなど、12議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染症による住民生活や経済への影響が長引く中、原油価格や物価が高騰し、住民や事業者の皆様の日常生活や事業活動にさらなる影響を及ぼしております。こうした中、町といたしましては、皆様の生活を守るため、（仮称）生活応援券の発行、水道基本料金の免除、小、中学校給食費の無償化など、町独自の支援策の迅速な実施に向け、支援事業に係る補正予算案を上程させていただいておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、招集にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、7番、嶋田議員、8番、井上議員を指名します。

両議員には会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から本月17日までの17日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月17日までの17日間と決定しました。

次に、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和4年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

9番、横田委員長。

○建設水道常任委員長(横田敏文君) それでは、閉会中の5月18日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告をさせていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、まず、令和4年度のいかるがパークウェイの整備に4億8千万円が計上される内容の事業計画が国により公表され、その事業内容として五百井・興留区間の工事費や用地取得費、埋蔵文化財調査等が示されたと報告されました。また、三室・紅葉ヶ丘区間は電線共同溝の工事を令和4年3月末に完了し、令和4年度には管路への入線作業を行い、令和5年度以降に電柱の撤去作業が予定されているとのことです。五百井・興留区間は、令和4年度で本線部の全ての用地を取得される見込みとのことです。また、4月22日に一般国道25号斑鳩バイパス計画説明会が開催され、15自治会から17名が参加し、奈良国道事務所から、改めて、いかるがパークウェイの整備効果や現在の進捗状況、今後の事業の流れ等について説明されたことなどが報告されました。委員から、令和4年度の発掘調査の範囲について、説明会での地域の声の内容についての質疑があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について報告を受けました。3月11日に当委員会に示された内容で、3月24日に株式会社呉竹荘と覚書を締結したこと、令和3年度の駐車場事業に係る収支差額相当額は300万4,105円で、5月中に納付される予定とのことです。今後、令和5年3月の開発行為申請に向けて、関係機関との協議、調整を行い、令和5年7月に建築確認申請を予定されていると報告がありました。委員から、オープン予定時期について、呉竹荘との協議の頻度について、質疑があり、理事者より答弁されております。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしましたが、委員より意見等はございませんでした。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いをいたしまして、建設水道常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程４．厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

８番、井上委員長。

○厚生常任委員長（井上卓也君） 改めまして、おはようございます。

それでは、閉会中の５月１９日に開催しました厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、５月２６日に、第９回目の実務者会合が開催予定で、６月委員会でその内容を報告するとのことです。

次に、いかるがの里クリーンキャンペーンについて、本年度は感染防止対策を十分に講じ、６月２６日に実施するとのことです。委員より、参加者が有料の袋を使用した場合の対応について等、質疑があり、理事者より答弁されております。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、２、各課報告事項について、（１）ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成制度の創設について、平成２５年６月から積極的な接種勧奨が差し控えられていたが、令和３年１１月に積極的勧奨の差し控えが終了となり、接種機会を逃した平成９年度から平成１７年度生まれまでの女子に対して、特例の定期接種としてのキャッチアップ接種を行うこととなったと報告がありました。委員より、ヒトパピローマウイルスについて、対象者の周知方法について等の質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、（２）児童手当制度の一部改正について、法改正により所得上限額を設定するとともに、現況届の届出義務を廃止するとのことです。委員より、所得上限額を上回る世帯数について等、質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、（３）令和３年度国民健康保険税の不納欠損について５５人、９６３万９、４４９円の不納欠損処分を行ったと報告を受けました。委員より、不納欠損処分の推移に

ついてなど質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、（４）令和３年度介護保険料の不納欠損について、４３人、１３０万１，５１０円の不納欠損を行ったと報告を受けました。

次に、（５）令和３年度後期高齢者医療保険料不納欠損について、１人、３０，６００円の不納欠損を行ったと報告を受けました。

次に、（６）令和４年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、住民税非課税世帯等に、プッシュ型により１世帯あたり１０万円の臨時特別給付金を支給することです。委員より、この事業は国の事業なのか、他市町村も対象者の条件は同じなのか、確認書の送付時期はいつか等、質疑があり理事者より答弁されております。

次に、（７）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業について、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、児童１人当たり一律５万円をプッシュ型により、給付金を支給することです。

口頭報告として、新型コロナウイルスワクチン４回目の接種について、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免の延長について、心身障害者ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集い、一日里親会につきまして報告がありました。委員より、ワクチン接種回数について等、質疑があり、理事者より答弁されております。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、３、その他について、委員より、年末のごみ収集について内部協議の状況について質問があり、理事者より答弁されております。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、厚生常任委員会の報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程５．総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

２番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の５月２０日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、史跡藤ノ木古墳の活用

ついて、春季の石室特別公開が中止となり、斑鳩町観光協会との共催で、5月1日、「斑鳩の里 史跡藤ノ木古墳石室 オンライン特別公開」と題した石室内のライブ配信を行い、全国各地から233名の方々に映像を見ていただいたこと、二つ目、斑鳩町文化財活用センターの展示について、春季企画展、「大方家文書展－斑鳩町の地域歴史展②」は、大方家文書から見える江戸時代の斑鳩のようすを紹介したとのこと。

委員より、藤ノ木古墳や講演会のライブ配信について、質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。継続審査については、報告を受け、審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1、令和3年度町税不納欠損処分について、全体で29人、1,316万2,749円になったと報告がありました。

次に、2、いかるが楽（がく）について報告がありました。いかるが楽（がく）は、郷土愛、ふるさとを思う心を育む教育を、9年間の義務教育のなかで聖徳太子の十七条憲法を学び、斑鳩町を対外的にも誇れるような教育を実施するもので、ねらいは、児童生徒が、ふるさとの自然や人、伝統や歴史、文化に触れ、興味、関心を抱き、好奇心をもって、生き生きと主体的に学び、調べ、理解し、これまで学んだ知識や経験も取り入れながら、斑鳩の伝統や歴史、文化を継承、発展させていこうとする意欲と態度を育てることです。令和4年度から実施すると報告がありました。

次に、口頭報告として、第29回奈良県消防操法大会に本町消防団が出場することについて、公用車の事故が発生したことについて、報告がありました。

委員から、消防操法大会の応援について、公用車の事故のけがの状況について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について各委員にお聞きしたところ、東学童北館工事の保護者への周知方法について質疑があり、理事者より答弁がされております。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、お手元に配布しております議事日程表の日程6. 議案第26号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程17. 報告第14号 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業報



告についてまで、以上 1 2 議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました 1 2 議案について、総括提案説明を求めます。  
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、朗読は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、朗読の一部省略について議員の皆様にご配慮いただき、ありがとうございます。

本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申しあげます。

○議長（伴吉晴君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明にその概要が記載されておりますので、日程 6．議案第 2 6 号から日程 9．議案第 2 9 号の 4 議案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 6．議案第 2 6 号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

中川議員。

○3 番（中川靖広君） 確認だけさせていただきたいと思います。この公職選挙法の施行令の改正内容に必ずしも準じなければならないのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 必ずしも準じなければならないということではございません。ただ、各市町村におきまして、各市町村の財政事情等を勘案した中で、準じて定められているところが多いところがございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） よろしいですか。ほかにご覧ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第26号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第26号は、総務常任委員会に付託します。

日程7. 議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第27号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第27号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程8. 議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第28号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程9. 議案第29号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第29号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第29号は、建設水道常任委員会に付託します。

続いて、日程10. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって承認第6号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

について)につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第11号

専決処分書

令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月26日

斑鳩町長 中西和夫

今回の補正の内容でございますが、令和3年度予算の医療に係る歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和4年度予算からその不足分を繰り上げて、これに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明を申し上げます。補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。第7款 諸収入 第2項 雑入 第6目 歳入欠かん補填収入で、6,800万円を増額をさせていただいております。

続きまして、歳出でございます。6ページをお開きいただきたいと思います。第11款 前年度繰上充用金 第1項 前年度繰上充用金 第1目 前年度繰上充用金で、6,800万円を増額させていただいております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,126,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月26日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）の説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議をいただき、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、承認第6号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号については、満場一致で承認されました。

次に、日程11. 報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第8号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

北住民生活部次長。

- 住民生活部次長（北典子君） それでは、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第8号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第10号

専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月17日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、子育て世帯への支援として、迅速な対応が必要となった低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費の計上と、それに係る国庫補助金の受け入れにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年5月17日付で専決処分させていただきましたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算についてです。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、低

所得の子育て世帯への支援として、給付金を支給するにあたり、その実施に係る費用が補助対象となることから、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1,827万7千円を増額補正させていただいたものです。

6ページをお願いいたします。歳出予算についてです。第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第7目 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費で、給付金及びその支給に必要な事務費として1,827万7千円を増額補正させていただいたものです。

その主な内容としましては、第1節 報酬で、臨時職員の報酬、第3節 職員手当等の一般職員の時間外勤務手当、第10節 需用費で、事務用品等の消耗品費及び案内通知や封筒等の印刷製本費、第11節 役務費で、案内通知等の郵送料、第12節 委託料で、給付システムの改修費、第18節 負担金補助及び交付金で、対象児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金となっております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,131,431千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月17日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 補正予算書の6ページの内訳ですけど、臨時職員さんの報酬として43万5千円となってまして、一般時間外勤務手当ということで100万円あがっているんですけど、これ新たに臨時職員さんを雇用して、この対応をしていただくということではないんですか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 今回のこの給付にかかりまして、臨時職員さんを1名雇用いたしまして対応していきたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうするとその時間外手当のほう金額が大きくなっているというのは、メインでやっていただく臨時職員さんの分担と、どういう分担の仕方になっているのか、教えてもらえますか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こちらは、一般職員のほうで、通常この対応をさせていただくと、臨時職員さんというのが、半日というような勤務の中でお願いしたいと考えておりますので、一般職員の時間外勤務手当のほうが多くなっているという状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 必要な手当はしっかり出していただきたいと思うんですけども、臨時職員さんのほうにメインでやっていただくというのは、この業務内容的には難しいということでそういうふうになっているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） そのとおりでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） できるだけ職員の皆さんの負担が減ればというふうに思ったんで質問させていただきました。わかりました。ありがとうございます。

○議長（伴吉晴君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第8号に関する質疑を終結します。

報告第8号 議会の委任による町長専決処分報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）を終わります。

次に、日程12. 報告第9号 令和3年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第9号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、報告第9号 令和3年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第9号

令和3年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年6月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、次のページの令和3年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明いたします。

本報告は、令和3年度予算において、繰越明許費とした住民基本台帳ネットワークシステム等改修事業のほか、18事業につきまして、令和4年度予算に繰り越す金額が確定いたしましたことから、その報告を行うものでございます。最終行の合計欄でございますが、これら事業の翌年度繰越額は、合計2億9,260万1千円で、その財源内訳は、未収入特定財源の国県支出金で1億6,504万1千円、地方債で7,500万円、一般財源で5,256万円を計上しております。

以上で、報告第9号 令和3年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、報告第9号に関する質疑を終結します。

報告第9号 令和3年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

続いて、日程13. 報告第10号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の



報告についてを議題とします。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。よって、報告第10号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、報告第10号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第10号

令和3年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

標記について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年6月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費のうち工事請負費につきまして予算を繰り越しましたことから、その繰越額を報告するものでございます。

2枚目の繰越計算書をお願いいたします。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費 事業名 配水管移設工事(10工区-3)、予算計上額2,416万7千円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額2,416万7千円となり、翌年度繰越額の財源内訳は、工事負担金1,094万1,700円、当年度損益勘定留保資金1,322万5,300円でございます。内容といたしまして、龍田南4丁目地内の水道管理設に伴い土地所有者との協議に期間を要しましたことから、令和4年度に繰り越すものでございます。

以上、報告第10号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

ご理解賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第10号に関する質疑を終結します。

報告第10号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

続いて、日程14. 報告第11号 令和3年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。よって、報告第11号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第11号 令和3年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第11号

令和3年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

標記について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年6月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、令和3年度から継続事業として取り組んでおります目安北2丁目の16工区-2と、目安4丁目の21工区-4の2路線につきましては、令和3年度に係ります支出予算の経費のうち、逡次繰越を行いました額について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告させていただくものでございます。

2枚目の継続費繰越計算書をお願いいたします。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費 事業名 公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事（16工区-2）では、令和3年度予算現額2,800万円のうち、支払義務発生額が2,100万円となり、残額700万円を令和4年度に逡次繰越するものでございます。

次に、下段をお願いいたします。事業名 公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事

(21工区-4)では、令和3年度予算現額2千万円のうち、支払義務発生額が1,100万円となり、残額900万円を令和4年度に逡次繰越するものでございます。

以上、報告第11号 令和3年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

ご理解賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、報告第11号に関する質疑を終結します。

報告第11号 令和3年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、日程15. 報告第12号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第12号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、報告第12号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第12号

令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

標記について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年6月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費のうち工事請負費につきまして予算を繰り越しましたことから、その繰越額を報告するも

のでございます。

2枚目の繰越計算書をお願いいたします。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費  
事業名 公共下水道事業（第12処理分区10工区－3工事）、予算計上額7,162  
万2,700円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額7,162万2,700円となり、  
翌年度繰越額の財源内訳は、国庫補助金3,218万2,370円、企業債3,940万  
円、その他4万330円でございます。

内容といたしましては、龍田南4丁目地内の下水道管理設に伴い土地所有者との協議  
に期間を要しましたことから、令和4年度に繰り越したものでございます。

以上、報告第12号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につい  
ての説明とさせていただきます。

ご理解賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 先ほどの報告第10号でもありましたけれども、基本的に地元調  
整、土地所有者との話し合いというのは、工事かかるまえにやっておくべきものでは  
ないですか。工事かかってから何かトラブルがあったわけですか、そこをお聞きします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 議員おっしゃるとおり、事前の調査については十分にし  
て、工事に取りかかるべきものであると認識しておりますところ、当該路線につきまし  
て、一部道路の中に土地の所有者名が残っているところが後日発覚した関係上、そのわ  
かったときからちょっと調査させていただいて、その対処、協議、説明をさせていた  
だき、繰り越しとなったものでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） わかりました、そしたら道路の中に私有地が入っているとい  
うことですか。その対処はどのようにされたんですか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それが判明いたしました段階で、土地所有者の相続人の  
方に説明をさせていただき、埋設についてはご了承いただきました。そして、町道の今  
後の対処の仕方として、未登記になっておりましたので、町へ寄附のお願いもして、今  
現在検討されている状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） わかりました。昔の道はその地域の有力者の方の名前で放ってあったということが多々あるとは思いますが、わかった時点で寄附採納なりをしていただいて、町の所有にさせていただくよう、お願いいたします。

○議長（伴吉晴君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第12号に関する質疑を終結します。

報告第12号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、日程16．報告第13号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第13号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第13号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第13号

令和3年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

標記について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年6月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、令和3年度から2か年継続事業としてとりくんでおります目安北2丁目の16工区—2工事と、目安4丁目の21工区—4工事の2路線につきまして、令和3年度に係ります支出予算の経費のうち、逡次繰越を行いました額について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告させていただくものでござ

います。

2枚目の繰越計算書をお願いいたします。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費  
事業名 公共下水道事業（第13処理分区16工区－2工事）では、令和3年度予算現  
額4,440万円のうち、支払義務発生額が3,749万2,820円となり、残額69  
0万7,180円を令和4年度に通次繰越するものでございます。

次に、下段をお願いいたします。事業名 公共下水道事業（第14処理分区21工区  
－4工事）では、令和3年度予算現額4,940万円のうち、支払義務発生額が3,27  
0万5,500円となり、残額1,669万4,500円を令和4年度に通次繰越するも  
のでございます。

以上、報告第13号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告につ  
いての説明とさせていただきます。

ご理解賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第13号に関する質疑を終結します。

報告第13号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを  
終わります。

次に、日程17 報告第14号 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを  
議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに  
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第14号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第14号 令和3年度斑鳩町文化振興財  
団事業報告につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読いたします。

報告第14号

## 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年6月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、令和3年度事業報告書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。財団の概況でございます。【3】財団の事業についてでございます。(1) 公益目的事業では、公演・文化講座事業として、自主文化事業21事業を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大対策により、2事業を中止し、19事業を実施しており、これらの事業収益は1,234万4,133円で、事業費は1,503万7,964円となっております。

次に、ホール管理・貸与事業では、事業収益1,208万8,162円で、事業費は1億476万2,049円となっております。なお、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して交付した、文化振興センター設備維持支援金400万円については、本事業の事業収益に計上しております。次に、コピーサービス料金や町からの指定管理料などの共通収入を経理する、共通では、事業収益9,151万5,229円でございます。この結果、公益目的事業合計は、事業収益で1億1,594万7,524円、事業費は1億1,980万13円となっております。

次に(2) 収益事業等でございます。販売や営利活動などの公益目的以外の利用に係る事業として、ホール管理・貸与事業では、事業収益773万353円で、事業費は、436万4,880円でございます。

次に、図書館管理事業では、事業収益、及び事業費とも1,289万2,670円となっております。なお、ホール全体に係る委託料、光熱水費等の管理費につきまして、利用面積分の22%を図書館分として按分いたしております。この結果、収益事業合計は、事業収益で2,062万3,023円となり、事業費は1,725万7,550円となっております。これらの事業実施状況につきましては、事業報告書の3ページから6ページに、また、施設使用状況及び施設使用料につきましては、7ページから10ページにまとめております。令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の収束が見られず、平常時までの回復はございませんが、施設利用者の感染症対策等を講じながら、中小規模の活動再開が見られ、施設の使用状況は昨年度に比べ、全体的に回復傾向にあり、増加いたしました。

次に、財務諸表でございます。11ページの貸借対照表をご覧くださいませでしょうか。資産の部の1.流動資産合計、及び負債の部の1.流動負債合計は、ともに前年度と比較して126万5,271円減の2,094万5,999円となっております。

また、資産の部の2.固定資産では、(1)基本財産で前年度と比較して9千万円減の1千万円、(2)その他固定資産では24万9,825円で、固定資産の合計は1,024万9,825円となっております。これに、流動資産を加えた資産合計は3,119万5,824円で、負債及び正味財産合計と同額となっております。12ページに会計別の貸借対照表を整理いたしております。

次に、19ページをお願いいたします。令和4年3月31日現在の財産の保有状況でございます。最下段の正味財産では1,024万9,825円となり、貸借対照表の正味財産合計と一致いたしております。また、20ページ以降は、正味財産増減計算書の事業区分内訳表説明書となっております。

32ページをお願いいたします。令和4年4月27日に実施されました、監査結果について、その報告書を添付いたしております。

以上、報告第14号 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業報告についての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第14号に関する質疑を終結します。

報告第14号 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日、2日から5日は休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会します。

おつかれさまでした。

（午前10時35分 散会）